

所得税法

情報の透明性に関する新しい国際基準に基づき、税務目的のための金融口座情報および国別報告書の自動的交換について日台が合意

「公益財団法人日本台湾交流協会」と「台湾日本関係協会」が、税務目的のための金融口座情報(CRS)および国別報告書(CbCR)の自動的交換の実施手続について合意し、取り決めを交わしました。台湾財政部は合意に基づき、①2019年度および2019年度以降の金融口座情報(CRS)、②多国籍企業グループの最終親会社の会計年度が2017年1月1日以降開始の事業年度の国別報告書(CbCR)について、日本政府へ提供または日本政府から取得できるようになります。

上記の合意をうけて2018年12月3日に台湾財政部は日本を国別報告書の自動的交換を行える国として公表しました。2017年度の法人税申告書の添付資料B6において、海外最終親会社(UPE)もしくは指定子会社(SPE)が日本に所在し、台湾子会社(台湾支店)自らが国別報告書を提出するものについては、国別報告書の提出が不要となりましたが、それに伴う申告書の添付資料B6の開示情報の修正手続きは必要ありません。

租税協定締結国で営利事業者が得る海外所得について、租税協定の適用申請を行わず過大納付となった外国税額は、控除不可

租税協定の相手国で営利事業者が得る所得について、租税協定により相手国において課税免除もしくは限度税率が定められている場合は、租税協定に基づき当該国で所得税の減免申請を行うことができます。この租税協定の適用申請を行わず免税となるべきものを納付した、あるいは租税協定の限度税率を超えて納付した税額については、外国税額控除を取ることはできません。

国際租税環境が時々刻々変化するため、二重課税を回避し自身の権利と利益を守るためには、各国で投資または事業活動を行う企業は、租税協定の内容に留意する必要があります。

営業税法

外国電子商取引業者に宿泊役務を販売する営業人は、3枚綴りの統一発票を発行し営業税納付が必要

台湾内の営業人(サプライヤー)が外国電子商取引業者の設置するウェブサイトあるいはシステムを利用し、台湾内の個人(買受人)に宿泊役務を販売し、外国電子商取引業者が買受人から代金を受け取り、ウェブサイト(システム)の手数料を差し引いた金額を台湾内のサプライヤーに支払う場合、サプライヤーは実際に受け取る代金について、海外電子商取引業者を宛名とした3枚綴りの統一発票を発行し、営業税を納付・申告する必要があります。

2017年5月より外国電子商取引業者は台湾国税局へ税籍登記申請を行うことが義務付けられており、台湾内の営業人(サプライヤー)は財政部税務ポータルサイトで外国電子商取引業者の統一番号を調べることができます。

投資業務を兼業する営利事業者の年末の営業税申告における留意点

投資業務を兼業する営業人は、台湾内外で分配された配当金について、年度末の最終回の営業税申告の際にその配当所得の全額を免税売上高に加算して申告するほか、当年度の控除対象外仕入税額の割合を計算し納付すべき税額を調整した上で、営業税を納付しなければなりません。

営業人が2018年最終回(11月~12月)の営業税を申告・納付する際、下記に留意することが必要です。

1. 配当所得の場合、①現金配当、②未処分利益の資本組み入れによる株式配当、③(株主出資によらない)資本準備金の現金分配など、すべて免税売上高に加算し申告することが必要。
2. 台湾内で得る配当：両税合一制度による税額控除の実施期間中、配当所得は純額で免税売上高に加算し申告する制度であったが、2018年1月1日より株主控除可能税額記録簿制度が廃止されたため、台湾内で取得する配当には控除可能税額が含まれない。よって、取得した配当金額をもって免税売上高に加算し申告することが必要。
3. 台湾外より得る配当：台湾外より得る配当所得は、投資事業から支給された総額(すなわち、配当純額に源泉徴収税額を加算した合計額)を免税売上高に加算し申告することが必要。

会社法・証券管理に関する法律

「公開発行会社の資産取得または処分に関する処理準則」の改正

国際財務報告基準第16号「リース」の適用に伴い、公開発行会社の資産取得または処分に関する情報の開示品質を向上させるため、金融監督管理委員会は2018年11月26日付金管証発字第1070341072号通達により、「公開発行会社の資産取得または処分に関する処理準則」を一部改正し、2019年1月1日より施行することとしました。改正のポイントは次のとおりです。

1. 適用対象の資産の適用範囲を拡大し、「使用権資産」も含むこととした。
2. 株式が無額面あるいは1株あたりの額面金額がNT\$10以外の会社は、当該準則第31条に定める「払込資本金額NT\$100億」の公告・申告基準について、「親会社の所有者に帰属する持分NT\$200億」として計算すると明示した。
3. 第三者専門家の消極的資格要件、提出される価格査定報告書または意見書の評価、監査および免責事項について明示した。
4. 監査作業が確実に実行されるようにするため、法に基づいて独立取締役を設置した公開発行会社については、デリバティブ商品取引で重大な違反があった場合には、独立取締役に書面にて通知する必要があると明示した。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaw-wuu.wang@tw.pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@tw.pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhito.matsumuro@tw.pwc.com
			www.pwc.tw/ja

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2018 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further